

## 法令等違反に対する違反是正措置の実施基準

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局開発調整部開発誘導課 （ 6208-9285 ）
措置実施課（担当）名 （電話番号）	同 上 （ ）
事務の名称	開発許可等に関する事務
事務の概要	都市計画法第29条及び同施行令第19条により大阪市においては開発区域面積が500平方メートル以上の開発行為（建築物の建築等の目的で行う土地の区画形質の変更）をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないと定められている。 法に定める開発許可要件に適合する開発許可申請に対する開発許可のほか、関連事務を行っており、主な関連事務は①開発許可を行った開発工事の検査、検査済証発行、告示②開発許可の要否判定。③開発登録簿の閲覧・写しの交付。
措置の実施基準等	<p><b>1. 法令等違反に対する直接的な是正措置について</b></p> <p>1. （1）の措置を講じる基準</p> <p>開発行為に関する工事において、がけ崩れ、土砂の流出等による災害及び地盤の沈下など、開発区域及びその周辺の安全性の確保に支障があると判断した場合であって、緊急性のあるもの。</p> <p>1. （1）の措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●都市計画法に基づく措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第80条（報告、勧告、援助等）及び法第82条（立入検査）により状況を確認する。</li> <li>・法第81条（監督処分等）により、申請者・工事施行者等に対して工事の停止を命じたうえで、許可の取消・改善命令等、違反を是正するために必要な措置をとることを命ずる。</li> </ul> </li> </ul>
	<p>1. （2）の措置を講じる基準</p> <p>開発行為に関する工事において、がけ崩れ、土砂の流出等による災害及び地盤の沈下など、開発区域及びその周辺の安全性の確保に支障があると判断した場合であって、緊急性がないもの。</p> <p>1. （2）の措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●行政指導による措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の事案に応じて、開発区域の状況、周辺への影響等を総合的に判断しながら、口頭指導、文書指導、勧告の是正指導を行い、違反事項の是正を求める。 なお、是正措置の内容に応じて工事期間が異なることから、必要な猶予期間については事案毎に判断する。</li> </ul> </li> <li>●都市計画法に基づく措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・正当な理由なく繰り返しの指導に従わない場合等、悪質で放置すれば市民に危険が及ぶ場合には、法令に基づく手続きを行う。</li> </ul> </li> </ul>
	<p><b>2. 法令等違反に対する間接的な是正措置について</b></p> <p>2. （1）の措置を講じる基準及び内容</p> <p>○ 法第81条に基づく違反是正のための措置命令を行った場合は、公示（標識設置、公報への掲載、HP掲載）する。</p> <p>○ 1（1）、1（2）の措置内容における監督処分に従わない場合は告発する。</p>
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法 第80条、第81条、第82条</li> <li>・刑事訴訟法 第239条</li> </ul>
備考	<p>【措置を講ずる基準】 ガイドライン1.（1）（2）以外に該当するもの</p> <p>【措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・是正指導を行う。</li> <li>・個々の事案に応じて、開発区域の状況、周辺への影響等を総合的に判断しながら、口頭・文書による行政指導を行い、違反事項の是正を求める。 なお、是正措置の内容に応じて工事期間が異なることから、必要な猶予期間については事案毎に判断する。</li> </ul>